

会 議 録

会議の名称	平成23年度第2回東村山市保育料等審議会				
開催日時	平成23年6月28日(火) 午後7時00分～9時00分				
開催場所	北庁舎1階 第二会議室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 米原勝一(会長)・小島聖(会長職務代理) 久木田稔委員・淵脇稔尚委員</p> <p>(事務局) 今井子ども家庭部長・小林子ども家庭部次長 山口子ども育成課長・野々村児童課長・ 大沼子ども育成課長補佐・ 星野保育係長・小町管理係長・ 下口主査・高野主任・上野主事</p> <p>●欠席者：渡邊儀一郎委員・丹代了委員・廣町貴之委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	3人
会議次第	<p>開会</p> <p>1. 子ども家庭部長挨拶</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 保育料の検証等</p> <p>(2) 次回の審議会</p> <p>(3) その他</p> <p>4. 閉会</p>				
問い合わせ先	<p>子ども育成課</p> <p>担当者名</p> <p>電話番号 042-393-5111 (内線3197)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				
会 議 経 過					
<p>1. 子ども家庭部長挨拶</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 傍聴、資料配布の可否</p> <p>○「東村山市付属機関等の会議の公開に関する指針」 →傍聴可。今回の審議会では配布を禁じている資料は無く、資料の配布及び持ち帰り可とする。</p> <p>(2) 保育料の検証等</p>					

会長：それでは式次第の三、議題に入りたい。まず、(1)の保育料の検証等である。前回、所管課より保育料徴収基準表の細分化表にてシミュレーションしたデータの説明を受けた。小島副会長より私立幼稚園の市民税所得割に関するデータ、並びに保育園に関する所得割に関するデータ作成の依頼があった。それぞれ、所管課よりご説明を頂きたい

子ども育成課長：お手元にお配りしている資料について説明をさせていただく。前回の会議の中で挙げた幼稚園と保育園の所得の関係の資料、また 50:50 については段階的なものというご意見があったことから 46%から 50%の 5 表を用意させていただいた。また、収入のある方からはご負担を頂くべきではないかという話しが前回の会議の中で出ていたので、そこを踏まえて B 階層の算定法を変更させていただき出ささせていただいた。従前、東村山市の B 階層については市民税を先に見てから所得税を見るという算定法をとっているため、収入的に見ると前々年度の収入をみて、そこから前年度の収入を見てという順番になることによって 0 という方が出ていた。結果的に前年度ある程度収入があるのに 0 という B 階層になっていた方がいたことから、今回は所得を先に見させていただくという方法で、これは表にもあるように 26 市中 23 市はすでにそのような算定法をしていることから、そちらに合わせる形で実際に所得税から見させていただくということをしていただいたところ、結果的に 210 名いた B 階層の方が 148 名となった。未確定の方が 9 名含まれているが、それ以外の方はそれなりに前年収入があるということになり、D1 から D9 の階層の方がいらっしまったということが出ている。この辺りをそれぞれの階層にそれぞれ割り振りをさせていただき、46%から 50%までの表を作らせて頂いた。それから、随時データを入れたものをベースにしているため、数字が毎回違う値になって確定できていないことに関してご理解をいただきたい。

今回、46%から 50%の表を作らせていただくにあたって、基本的には前回の話を受けて傾斜型よりも均等型で作らせていただいた。46%の表の場合については、C1 から D5 の階層の第一子について 1450 円、D5 階層以降について 1500 円という形になっている。それぞれ入れさせていただいて最終的に 46%になるような形になっている。47%の表になると、1850 円と 1900 円、48%の表になると 2250 円と 2300 円、49%の表になると 2650 円と 2700 円、50%の表になると、3100 円と 3150 円という形で 5 表になっている。前回の話を頂いて、所管として 2 回に分けてということが可能かどうかを検討させていただいた。結論として不可能ではないと考えている。46%から 50%までの上げ幅がこのような数値になることを踏まえてご意見を頂きたい。

また、前回のご依頼を頂いた、所得階層別の表についてだが保育所のところで見ると所得割が 5 万以上 10 万円以下の世帯が多くなっている、幼稚園で見るとやはり 5 万以上 10 万円以下の世帯が多くなっているという階層区分になっている。こちらの方で捉えているそれぞれの税で見ている。それぞれの世帯に控除等があるため、単純に本収入と結びつく訳ではないことをご理解いただきたい。今回、用意させていただいた資料に関しての説明は以上ようになる。

会長：B 階層の賦課の資料については、階層の決定方法の変更をした場合の資料と考えてよろしいか。

子ども育成課長：よい。決定方法の順番を変えて前々年度の収入ではなく直近の収入でみるように変更した場合にこういった結果になる。従前、当市が市民税から見ている経過は把握しかねる。ただ、前回の話で出たことを所管でも討議した中で、直近の収入から保育料を決定していく方が一般的ではないかと考えている。

淵脇委員：もし、算定方法を変更した場合 B 階層の人がそれぞれ D1 ～D9 階層に移動し保育料が発生すると考えてよいのか。

子ども育成課長：よい。

会長：つまり、前年度の収入がそれなりにあったということでよいか。

子ども育成課長：よい。

涸脇委員：約60名の方の立場からみれば、0から一気に跳ね上がるということになる。何故、今年からなのかという感情が起こってくるのではないかと。

子ども育成課長：所管の立場から気になっている階層がB階層である。他の階層の方は前年度の収入から見て保育料を決定しているにも関わらず、B階層の方はそれ以前の段階で保育料が0となっているのは公平性の点から疑問は出ていた。すべての前年収入がある方たちから保育料をいただくという形に見直しをさせていただくことが公平なのではないかと考えている。安定して収入があるか否かを見るという観点から前々年度の収入を見るという配慮をしていたのだと考えられるが、現実を考えたときに本来D9階層の所得がある方から保育料を取らないのは不公平であると考えている。また、待機児を減らしていく中で、ある一定の負担をしていただくのは致し方ないと考えている。前年の収入がない方から徴収するのは話しが違うが、収入がある方に保育料を負担していただくことが公平性の観点から見ても見直しやすい部分ではないかと思う。

涸脇委員：今、変更をされるB階層の方たちの前々年度の階層は別物なのか。

子ども育成課長：別物である。世帯によっては、就職をしたことによって収入が跳ね上がった方もいれば、でこぼこのある方、海外赴任されている間課税されていないだけで収入があるというケースがあることも報告を受けている。こういった事例から考えても、前年度の収入をベースにして考えていくことが公平性の観点から考えてよいと考えている。

涸脇委員：今回、一度に連動して色々なものが改正されることに負担する側としては不安や不満が起こるのではないかと。何か問題があって変えることを随時変更していくことが、なだらかな変更になっていくのではないかと。自分が預けている以上、払うべき金額を払うことに異論はないと思う。しかし、変化・変容がなるべく小さいほうが負担する立場としては受け入れやすい。今回の変更だとB階層からD階層への変更、プラス保育料の値上げということになる。何%くらいの値上げになるのか？

子ども育成課長：実際に来年度になったときに同じ世帯がB階層になるとは限らないので図りかねる。

涸脇委員：払うだけの収入がある世帯に対して、算定法を変えたことによってこれだけ変化してしまうということは、本来ならば何年も前からやっておくべきだったのでは。どのように保護者に説明していくのか。

子ども育成課長：涸脇委員がおっしゃられるようにH20年度の段階で、つまりもう少し早い段階で見直しをかけておくべきであったという見解は所管としても思っている。大きく見通しがずれてしまったこと、合わせて諸事情によって審議会を開くことが出来なかったため年数が空いてしまった。本来であれば本年度の始めに間に合うように一定の整備が終わるようにしておくべきであったと考えている。これが遅れてしまったことが、大きく乖離していると感じられてしまう一因であると考えている。

涸脇委員：算定方法を変更するという事は議会に通すときにどういった手続きを踏む必要があるのか。

子ども育成課長：条例改正の手続きを踏むことになる。

涸脇委員：条例改正がどのような手続きで行われるのかを教えていただきたい。議員が審議を行い、議決を経て決定されるのか、役所が通知を出した段階で通ってしまうのか。その辺りはどうなっているのか。

子ども育成課長：委員会、議会での議決を経て変更される。

涸脇委員：保育料の変更も議決を経る形でよいのか。

子ども育成課長：よい。先程も申したように条例改正なので、答申をいただいて、それを受けた形で条例改正の提案をさせていただいて、最終的に議会の議決を経て条例が改正されることによって保育料が変わるということになる。

涸脇委員：算定も含めた形で承認してもらうように議会に働きかけるということで理解した。

会長：B階層のことについて、もう少し議論したいと思う。他の意見はあるか。

久木田委員：結局のところ、制度を変えたことによってD階層になるのが早いか遅いかの問題ではないか。

子ども育成課長：そうとは限らない。今年の収入があるということは来年の保育料が発生する。つまり階層はそれなりのところになると思われる。来年度B階層になる方の中に、D階層になる世帯がある可能性はある。

久木田委員：つまり、制度の改正を行わなくても次の年からB階層の中からD階層になる方たちがいて、それが改正を行うことで一年早くD階層になるということである。

会長：つまり、現制度でも翌年には賦課される世帯がいる現状をこの段階できちんと整理したいということである。

子ども育成課長：今回用意させていただいた資料は、今年の数値を参考にしたものであり、実際、今年度B階層だった210人の方のうちどのくらいの方が移動するかはわからないが、あくまで参考として移動するものと考えている。

会長：もし仮にこの中で前年度の所得が急激に減った場合などの救済措置などはあるのか。

子ども育成課長：結局のところ、順番が逆になることによって必然的に保育料の階層は下がってくる。直近の収入で判断することによって公平性を担保していると考えていただきたい。先程申し上げたように、収入の変動性の高い方については、それなりの影響が考えられる。なんらかの事情によって保育料が払えなくなった場合には、別途それを申し出させていただいて、確認作業をしたのち、毎年若干減免をさせていただいているケースもある。救済措置はあると考えていただいて構わない。

涸脇委員：多摩26市のうち、すでに23市がこの方針をとっていて東村山を含む3市がとっていないことが資料から示されているが、この解釈として当市が遅れているのか、市民に優しいと捉えるのか。少なくとも、この数字から判断する限りでは現在の制度は実情に合っていないと受け取ることはできる。しかし、先程発言したように全部一気に改正されることに抵抗感がある。26市のうち16市と10市の割合で分かれているくらいの時期に変えていこうとする姿勢を持つことが必要なのではないか。

子ども育成課長：前回の改正の段階でも事務局側からはB階層の見直しに関することはご提案させていただいたと報告を受けている。が、結果として他の要因に飲み込まれてB階層とは違うところで最終的に答申を頂いている。所管としてはB階層に手をつけたいという思いはあったが、結果として涸脇委員がおっしゃるように出遅れた感は否めない。

涸脇委員：出遅れが悪いというわけではないが、もう少し早めに手を打っていただければもう少し違う展開、つまりはもう少し傾斜が緩やかな変更になってのではと感じる。その点に尽きるのではないか。

小島委員：課長から説明を頂いたもので、私としては納得できる。方向性としては間違っていないので、あとは具体的な算定の仕方やいかにしてなだらかにしていくかではないか。それは専門家(行政)の方に任せるしかない。この審議会ではどこまでつめていくことになるのか。ある

程度の方向性をこの会で集約させていくことを目標としてよいのか。ちなみに、前回の保育料改正の審議会のときは話し合いの範囲がものすごく限られていたように私は感じていた。

久木田委員：私は前回、B階層からは取るべきでないと思っていた。来年、再来年といった目先のことだけを考えた制度改正に感じる。5年、10年先を考えたときにこの制度改正に意味はあるのか。

子ども育成課長：現在B階層の方たちからしてみれば、大きな変化になることは事実である。しかし、全体の中で見たときに今の制度のままだと、前年収入がある方たちのなかで賦課される人とされない人が出てきてしまう。見る順番を変えることによって、そういったところを一律にすることができる。B階層の方の人数の割合が、前年の収入で見ることによって減ることになる。個人レベルで見ればB階層の人で賦課がかかることになれば負担が増えることはわかるが、全体としては保育料収入があがることは大きいのではないかと思う。

会長：先程、緩やかにという話が出ていたがそれは年度をまたいでという話しなのか、あるいは自身そのものを緩やかにするという意味合いか。

小島委員：具体的に何かがあるというわけではないが、抽象的な感覚としてそのように感じた。

会長：このB階層の決定方法の変更に関しては何年もかけてやるべきではない。対象者もどんどん変わっていくことから、基本的には先程説明を受けた形で進めていきたいと思う。ただ、本日は三人の委員の方の欠席があることから次の審議会のときに決定をしたいと思っている。また、B階層の方たちからしてみれば、何でいきなりという思いになるのは自然なことではあるので、じっくり説明をして理解していただくしかないと思う。

小島委員：今、会長がおっしゃられたように欠席の方がいるため、決定ができないのであれば(本日)時間をいただきたい。12月の会では、私が欠席だったので定かではないが、根本的な話しに戻ってしまうが50:50の根拠は何なのか。前回説明を頂いたときは、歴史的にとか多摩地区は昔からそうだったと言われても納得できなかった記憶がある。50:50の根拠を改めて説明を頂きたい。

子ども家庭部長：東京都の形として30年~40年くらい前から50:50になってきていると記憶している。一時期、小平市さんが高かったという時期もあったようだが基本的には多摩26市平均は50:50でやってきている。全国的に50:50が多いのかといわれると、地方では70%くらいでやらせていただいている地域もある。従って、保護者の方の負担がもっと大きい地域もある。現実のところ、割合がどの程度かは把握しかねる。市と保護者との話し合いのもと50:50の基準が出来ているのではないかと思われる。

子ども育成課長：保育制度そのものが福祉制度であったことが大きいのではないか。福祉制度の中で、国が算定した負担をすべて利用者に求めるのは果たしてどうなのかと考えたときに、特に都市部において考えたときに地方と比べてもともと手厚い行政を行ってきた経緯がある。福祉制度の観点から、最低限のご負担をしていただくという考え方が、福祉施策は生きるか死ぬかのところでの支援をするという考え方なので、そういった理念が現行の50:50という形に影響を与えているのではないかと思う。

小島委員：歴史的な観点といわれれば、当然現在と20~30年前の状況は違う。現在は現在の状況に合わせていくべきではないだろうか。当然、税金を使っている以上、まず第一に公平性が確保されなくてはならない。税金を使う理由というのはどの部署においても明確なはずである。と考えたときに50:50というのは東村山市の財政状況を考えたときに実現させなくてはいけない根拠ある数値なのかを考えなくてはいけないのではないか。

前回の審議会で50:50は承認されたようなニュアンスの話を会長がされたが、議決のようなものを採ったわけではなかったはず。審議会として50:50は確定した話しなのか、それともまだ確定していない状況なのかを確認したい。

子ども育成課長：昨年の議論の経過とすると、前回の改正にあたって50：50と言われていたものが、50：50になっていなかった中身の検証をさせていただき、従来からの50：50という負担についての公平性の観点から致し方ないという集約をいただけた部分である。50：50に決めたというわけではなく、前提となっていた50：50がくずれていたということから見直しをしたいという行政側からの提案に対してやむをえないというところを頂いていると認識している。

会長：ここで確認させていただきます。平成19年に、この審議会が始まってそのときに減税の関係があつて不安であるから検証していただきたいということがあり、50：50の線は前回の審議会の中で結論が出てはいるが、不安材料が残っているからもう一度審議会を立ち上げて検証していただきたいという趣旨で始まった審議会である。本来は一昨年度立ち上げて検証するはずであった。つまり50：50がベースにあつて、その検証をするというのが審議会のスタートであった。それを認識していますよねという意味で話しをさせていただいていた。

子ども育成課長：もともと50：50で始まっているはずが、結果がこうなっているから見直しをさせていただきたいという趣旨で始めさせていただいた。小島委員がおっしゃるような50：50でいいのかという議論は今までされていなかったように思う。もちろん、今後実際に保育料を考えていく中でそういった疑問が出てくればそういった議論も必要になってくる。ただ、今回の審議会に関しては50：50をベースに始めさせていただいているので、そこからの議論とさせていただいている。さらに、前回からの引き続きで話しをさせていただいているところで、間を空けてしまったことを含めて50：50にするにしてもかなり額が動いてしまうため、緩やかな変動を出来れば望みたいというお話を頂いているところで50：50を考えていきたいと思う。

小島委員：この審議会のスタートは歴史的にも50：50になっていたものが崩れていたから、見直しをしていくことがスタートであり、それを50：50に戻そうとする考え方でいいのか、それとも別の形に持っていくという考え方でいいのか。

子ども育成課長：50：50という想定が崩れているということを確認し検証していただいた段階で、もともとの想定が崩れた段階でどのように見直しをしてご意見を頂きたいという考えでスタートしている。行政としてはスタートが50：50の想定で始めているから、50：50のシミュレーションを出させていただいてその具体的な数字を見ていただいて議論をしていただいた結果、上げ幅が大きいという意見を頂いて、今回パターンとして5つのパターン、46%から50%のシミュレーションを作らせていただいた。これを見ていただいた中で、審議会として意見を集約していただければと思っている。例えばではあるが、小島委員がおっしゃったように先々50：50を超える答申を審議会から頂いたのであれば、我々としても考えていかなければならないし、次の審議会への議題となるのではないかと考えている。

子ども家庭部長：平成19年の答申のとき、先程述べたように50%から下がってしまったわけですが、それより前を遡ったとしても50%前後を維持していた。基本的にはその中の議論をしてみましたし、もしそこを大きく飛び出すならば、市長の方からそのような旨を直接聞いておりませんので、今までの幅の中で話し合い答申をいただくところの範囲で話を聞いておりませんので、根本から変えていくのはこの場では厳しいのではないかと考えている。

小島委員：あまり広げすぎてもということであるのは分かる。個人の意見としてはあるが、保育料等審議会に出させていただくに当たってどのように考えるべきかと考えたときに、税金の使い方のチェックであろうと考える。従って、税の配分として適切なかどうかという観点から見たいと思っている。では、その根拠は何なのかと考えると市民の感覚であり、市民の感覚は人それぞれとなってくる。その感覚のよりどころとして今回資料を作っていたわけであるが、私立幼稚園にお子さんを通わせる保護者の立場からみて税の不公平感はないのかというところをよりどころに考えてみた。それを突き詰めていくと、50：50に関して言わざるを得ない。この審議会でも50：50をいじらないことを前提として話をするのは、もちろん構わないが私個人の責任からしてこの点を発言しないわけにいかないことをご了解いただきたい。

子ども家庭部長：長い歴史の中でもお金の使いかたは違いがある。福祉の観点から出発したものと、教育という観点から出発したものと、それぞれが互いに認め合ってきたとは思いますが、現実のところはどうなっているかということを見ると、お金の使い方に関しては厳しい部分があることを我々も認識している。ご意見としていただいた上で、ある意味では国の方のシステムも保育園と幼稚園が一体になるという方針もある中で、今後課題の解決方法が出てくると思う。

小島委員：現在は戦後とは違う。今回も資料を作っていただいて、直接的な比較は出来ないとわかっているが、やはりお子さんを保育園に通わせている保護者の方の階層と幼稚園に通わせている方の階層と比較すると、上の階層、所得が高い方の階層の割合というのはそんなに変わらないように感じる。数値から幅は保育園の方がるように感じるが、上の階層はほぼ同じように感じる。としたときに、現行の保育料で、現行の負担で十分なのかどうかを考慮する必要があると思う。

淵脇委員：一方で、保育園に通っている子ども達と幼稚園に通っている子ども達との料金を比較して、保育園が安くて幼稚園が高いと言われるが、共働きをしている世帯の方々は適切な金額だとやっている。

小島委員：その理由は何か。

淵脇委員：共働きをしていることを含めた生活スタイルの方たちにとって適切だということが理由である。さらに、もし本当に幼稚園が高く預けられないのならば幼稚園はなくなっているはずだ。でも、幼稚園が残っているのは預ける人がいるからである。保育園は保育園にしか預けることが出来ない人がいる、一方で幼稚園にも保育園にも目的に応じて預けられる方がいる。一方の方たちが言っている公平というのは、もう一方の方たちから見れば公平でないこともある。幼稚園の方の立場からお話しをしていただいているのは私も理解できるが、では幼稚園が高いと言われないようにする努力というのが行われてきたのか。幼稚園が高いから、保育園と差があると言われているが幼稚園は安くするために何らかの努力をしてきたのか。例えば、補助金をもらうとかの活動をしてきたのか。私は知らないのでもしあるなら教えてほしい。これから先、子どもの育て方をどうするのか、つまり国がどうシステムを切り替えていくのが重要になってくると思うのだが、日本がこれからやろうとしていること、お金のかけ方が良いのか悪いのかは分からないが、ただ外国がやっているように幼保一元、ただ短絡的に一つにまとめてしまえばいいという考えだと上手くはいかないと思う。幼稚園と保育園は違うものだという認識は必要だと思う。そういった意味で、50：50がいいかどうかは私も分からない。ただ、今年いきなり50：50に近づけていくのは厳しいと思う。幼稚園の保育料が高いとおっしゃるのであれば、逆に別の場所で、幼稚園の保育料が高いことを議論する場を設けるべきでは無いだろうか。

小島委員：そういう観点で言うのであれば、幼稚園の保育料は安いといえるのではないか。普通に考えて、人件費とかを考えれば、他の業種と比べて低いほうである。だから、幼稚園の保育料が高いというわけではない。むしろ、もっと高くしてもよいくらいである。それを経営努力で頑張っ、補助金を頂いて現在の状況にもってきている。幼稚園の保育料が高いという前提での話ではない。逆に認可保育所の保育料が安すぎると思う。幼稚園の場合、お子さんを預かっているのは基本4～5時間であるのに対して、保育園は11時間、12時間、13時間となっている。それを考えればかかる経費は保育園の方がはるかにコストとしてかかっているはず。にも関わらず、保育料がかなり安く抑えられているということは差額分が税金で賄われているということだ。それは福祉の観点から投入されているということで、それ自身が悪いということではない。でも現実には、財源がないという状況の中で判断を求められているとすれば単純に考えて、所得のある人から保育料をもらうのが筋であると思う。今までが安すぎているわけだから、それをベースに積み上げていくよりは、他の基準を持ってきて考えるほうが一般的には分かりやすいのではないだろうか。

会長：例えば、認可外の保育園は認可の保育園と比べて保育料をたくさんいただかないと経営でき

ないということと同じ解釈でよろしいか。

小島委員：よろしいです。

会長：私がいくつかの理由から50：50を支持したいのだけど、一つの理由として挙げられるのは、歴史的にも50：50で保護者にも負担を求めてきた。しかし、前回の改正からバランスが崩れている。公平性の観点から見ても最低限50：50に戻すべきだと私は考えている。また、相当の数の待機児がいる中で、これからの保育行政にある程度財政的にも振り分けて行かなくてはいけない。それを補う意味でも従来の50：50を維持していくべきだと考えている。だから、ここで一気に上がるように印象を受けるけど、崩れてしまったものを元に戻すから、ギャップがあるように感じるのであって仕方が無いことだと考えている。それを一気にやるのではなく、二年間に分けてやるとか、そういったことを行政でも多少検討しているようですから、そういった形で結論ができればいいな。というのが私の思うところである。

荏脇委員：しかし、昔はだいたい48%くらいのところで推移してきている。ときどき50%を超えることがあっても基本48%になっていて、それがあまり下がると値上げしようかと話し合いをしてきたと認識している。

子ども育成課長：もともと50：50で考えていても、その年の世帯の収入によって変動するものなので、最初から下を見ているとそれ以下になることもあるが、50%を見ておけば、50%の前後で動くことになる。従って49%になったから値段上げましょう、みたいな話は出てこなかったはずである。単年でみれば変動が出るのは当たり前であると認識している。また50：50という表現は、公平性を担保するために、という形で使われてきていて、東京都は福祉制度に関しては、国の制度の上乗せをするという形でやってきているので、そういったことを含めて50%までの負担をしていただきたいという議論が多摩地域には浸透しているのではないかと思う。また、50%を超える話というのは正直、所管としては全く想定をしていなかった。ただ考え方として色々な考え方をいただけたというのはよかったと思う。ものの見方は色々な見方があることは当たり前だと思いますし、15万3000人の市民の中には、極論から言えば子どもにお金をかけるより、お年寄りにお金を掛けてほしいと窓口でおっしゃる方もいらっしゃる。これはこれで当たり前だという風に思いますし、様々な意見を踏まえた中で一定の所で方向性を持っていければよいのではないかと考えている。行政は一定のバランス感覚で運営をされていくものだと思っっている。そういった中で今回の50：50を一定のところとして提案させていただいている。急激な変化、例えば30：70にしますというような話は極端な変化になると思いますし、それは今までの経過を踏まえて行政としてはそういった議論の場としては設けさせていただいてない。ただ、色々な意見があるということ踏まえたうえで最終的に答申がいただければ良いのではないかと考えている。同時に、先程部長が申したように、国がいきなりテーブルをひっくり返したときに何が起こるかは分からないので、それはそれでまた別のところで議論をするべきことかと考えている。

荏脇委員：50：50のバランスの中で、グレーゾーン…つまりここからここまでの範囲なら構わないといった幅はどの範囲なのか。例えば47%～53%なのか48%～55%なら市としてはトントンののかを聞かせていただきたい。それが今、42.68%という知っている人が見ればおかしい数値であることは明白である。しかし、それをいきなり7%上げて50%びったりにすることを目標にするのはいかがなものか。ゆえに、最低限のトントンのラインを聞かせていただいて、そこからどのくらいかけて、どういう風に上げていくかという話し合いになっていくと、こちらとしては話がしやすいかなと思う。極論的には値上げを避けることを出来ないのはわかるが、では何故今まで値上げをしてこなかったのかと言われてしまうと、こちらとしては説明がつかない。これから子どもを預けていく人たちが預けた上で、生活をより良くしようと考えている世帯の人たちが預けていこう、頑張っていこうと思えるような、励みになるようなものを提示しなくてはならないと思う。だから、50%に戻すということではなく、グレーの幅があつてその幅に近づけていくという方向が検討できたらと思う。

子ども育成課長：なかなか何%がよいと言い切れない。先程、荏脇委員がおっしゃられたように、

過去経過のなかで48%くらいのときは様子を見ましようかといったスタイルで来たと思われる。それは若干の上下ずれというのは、収入が変動する中で、しかも対象者が毎年全部同じ人ではなく一定数入れ替わっていくという中で一定の保育料賦課を収入に合わせてしていくというのは、当然の上下幅が出てくるのは仕方がないことではないかと思っている。今から考えても仕方がないことだが、50%で設定しても皆さんの収入が下がって、ふたを開けたら実は48%になっているという可能性も現在の経済状況から考えればありえる。だが、そこまで見込んで52%にしましようということは考えてはいない。そういった一定の変更幅があるということを受けたなかで、審議会で何度も出てきている緩やかな変化というところをいけるかどうかということを経過としては考えていきたいと思っている。答申として、緩やかな変化というものを受けたとすればそういったものを考えていく必要があると考えている。

会長：ある程度の長い期間を置かずに見直していくことが必要である。

子ども育成課長：一つはそれだと思う。実際、従前よりもかなり大きく世の中の経済状況が変動していく中で、昔のように10年間いじらないという姿勢の取り方はなかなか難しいのではないかと思う。ある程度大変でも、定期的に短期間で見直しをすることによって、そのときそのときの保護者の方にご負担をいただき、去年は上がっていないのに今年いきなり上がってしまうのか、というような先程いただいたような議論にならないようにできるだけしていく必要があると所管としても考えている。

会長：今から話をさせていただくことは今回の話とは切り離して考えていただいて構わない。0歳から6歳までの間で0歳児の方がお金がかかり3歳以上になれば楽になる。しかし、就学前まで、6歳まである程度平均してもらって三歳未満で預けているときの負担がある程度軽減できればと思っている。前も少し話をさせていただいて行政からも答えをもらっているが、どこかで頭の隅に入れておいていただければと思っている。

子ども育成課長：考え方として、他市状況を確認させていただいて、乳児から幼児になったところで保育料が減るというところをちょっと見直すとそれなりに比率が変わるということは今後考えていくべき課題だと思う。ただ、今回率先してやっていくというような状況ではないと所管としては考えている。低年齢児のほうが保育が手厚くなる分、ある程度ご負担を求めていかざるを得ないということではあるが、その点は今後の課題として考えていきたい。色々な考え方があるということを理解していかないと安定して保育園を運営していく、なおかつ保護者の負担にばらつきが出ないようにするために色々なことが必要であると考えている。

会長：9月まで待たなくとも、一定の方向で答申が出せるのであれば7月の段階で答申を出してもよいのではないだろうか。今日は人数も少ない状態なので結論を出すことは出来ないが、方向性があれば9月まで待たなくてもよいのではと考えていますがどうだろうか。

小島委員：今回、46%～50%のシュミレーションを出していただいたが、例えばこの審議会で決めるべきところは46%でいきたいと思いますか、48%でいきたいと思いますかということを決める会なのかどうかを確認したい。

子ども育成課長：そこまでではない。審議会で話し合われたことをどのように答申に盛り込んでいただくかによって行政として対応をしていきたいと考えている。例えば、2段で考えて、47%、48%から始めて50%に持っていくような2段の構造にできるのかというのは技術的な部分もひっくり返って答申によって検討していきたい。出来ない話を答申としてあげていただくことは出来ないが、その辺りをくんだ形で作らせていただくことになる。

会長：つまり、具体的な数字は挙げないで答申を作るということになる。どういったところで落とし所とするか。50:50といったところは維持したいわけだが、今の経済情勢、特に今年のように大きな震災が起こってしまったようなことによる経済の大きな変化があったなか、一気に50%

に持っていくということはいかがなものか。だから段階的に上げていくことが望ましい。といった表現でよろしいか。

子ども育成課長：そうですね。それなりの配慮をといったことを答申の中に入れていただければ配慮をしていきたい。

小島委員：仮に表現するとすれば今後5年間かけて50%に持っていく。といったような表現でいいのか？

会長：そういうことだと思う。例えば、具体的には言えないかもしれないが、市の考えというのはあるのだろうか。

子ども育成課長：前回の答申をみると、あまり具体的な数字が挙がっているようには見えない。例えば、保育料改正に対する変化についてといったところを意見として、『利用者の負担については現下の厳しい社会経済情勢を鑑み、賦課すべきところとそうでないところを見極め見直す必要がある』といった表現が入っていたり、『利用者個人の所得税額が定率減税の廃止に伴い増加することに対して早期に対応し改正することは利用者感情を十分配慮するもので適切である』と書かれていて、前回何のために改正するのかということの説明として審議会のご意見を盛り込み、さらに『受益者負担の原則にたち所得税課税世帯には、保育園運営に係る費用の一部を利用者に負担してもらうことは必要と考える。』といった保育料賦課に対する基本的な考えの部分を、そういったものや審議経過を含めて入れていただいて、『保育料等の見直しについては、今後においても諸要素の変化を見ながら、定期的に見直しを行い、適正な運営を図っていくべきである』と、そのときもいただいている。

刈脇委員：仮に、次の年も経済状況が悪化した場合、答申に書いてあることに従って上げていってしまう形は怖いと感じる。例えば、どんな基準が設けられるか分からないが、途中で方向性を、つまり来年も上げましょうとか、ちょっと今年は値上げを見送らしましょうといった制度とかできるのか。

子ども家庭部長：審議会自体も継続的な見直しをという形で答申をいただいているし、通常年に1回、3年に1回は必ず見直すような行政側の取り組みもあるから、先程5年というご意見をいただいたが、5年というスパンが適切であるとは思えない。逆に2年くらいのスパンでやっておいたほうが、次回の審議会でも問題点について話し合うことができると思う。5年かけて行くと、その期間は逆にいじれないことになってしまう気がする。

刈脇委員：国の新システムがどのように絡んでくるかも分からないし、それこそ子ども園の問題もありますし、幼稚園から全部ひっくるめて保育料を根本から変えることが無いとも言い切れませんし、長くしないことが一つの今の最善ではないかということか。

子ども家庭部次長：市全体、例えばこういった会議室の使用料であったり、公民館の使用料、そういった使用料のものも同じように原則2年で使用料を見直すという基準があるので、本件はそれに近いかなという風に考えると2年という期間は妥当ではないか。

小島委員：私が5年と申し上げたのは、本当に仮の話であって別にこだわりがあるわけではない。50%にして経済状態、収入状態が変わったとしても収入が下がればこの中で移動があるわけだからダイレクトに負担が極端に増えるとは言い切れないのではないかと。

子ども育成課長：単年度で見ると、結果、収入が下がれば保育料も下がるというところで、そういった部分で見るとストレートに負担が出てくるわけではないと思う。逆に、下がった下がり幅が大きくて、さらにそこから下がったとき、保育園の安定運営のためにどういった風に考えるのかといったときに、またご意見をいただくことになると思う。個人で見れば収入が下がれば保育料も下がる制度になるわけですから。あとは、もろもろの状況を考えて、先程小林次長が申したように使用料答申が2年という社会情勢の変化を考慮したうえでの2年だと思うので、その期間で議論が確

実に行われていくほうが保護者にとっても変動幅が小さい中での対応が可能なのかと思う。

会長：これからは40%代になったら見直しを行うという、一定の考えを持っておいたほうがよいと思う。42%まで下がって行くと今回のような見直しになってしまうわけなので。

小島委員：保育所に関するの予算というのは、普通の計画からいくと収益がどのくらいあって必要経費がどのくらいあってというバランスを見て考えると思うのだが、保育所の場合、そこに福祉の観点が入ってきてダイレクトにはいかないと思うが、参考資料として経費としてどのくらいかかっているのかを、実際運営に必要な経費はいくらなのか、それに対して保育料収入がどのくらいの割合なのかという資料をいただけないか。

子ども育成課長：全体の運営費用の中で保育料収入の部分は2年前の数字で8%くらいであったと記憶している。

小島委員：その数字というのは、全国的に見てどういった数字なのか。

子ども育成課長：残念ながら普通ではない。50:50が崩れたところでの数字なので下へずれてしまっている。正確な数字は持ってはいないが、他市情報を参考に考えると50:50で12%くらいになると考えられる。

小島委員：正直10%いかないのは驚きである。

子ども育成課長：結果、42%という50:50が大幅に崩れているところが原因であると言えます。

小島委員：その数字の目標というものはあるのか。例えば10%くらいには持って行きたいとかの目標はあるのか。

子ども育成課長：特別に運営費に対して何%というのは各自治体ともそれほど考えてはいない。あくまで個人的な感覚ではあるが10%を下回るのは負担の公平性という部分から考えても見直しは必要になるのではないかと思う。

渢脇委員：改定が行われる公算がかなり強くなってきている中で、今私たちができることは保護者に対してどんどん情報を出して現状を伝えていくことではないかと思う。極端に保育料が低いということ。例えば、他市状況などと比較しながら、現状を報告する、数字を見せる、グラフで示すということをしたうえで方向性を伝えるべきではないか。そのうえで、みなさんには本当に申し訳ないが値上げをしますということを分かりやすく伝えていくべきではないか。いきなり値上げしますという事実を伝えても納得はいかないと思う。そこは、保護連も事前に説明してくれると思うし、分かりやすく伝えてくれるとは思いますが、やはり市としても現状をきちっと報告しながらどういう風にしたら、社会一般から見た公平性が担保されるのかといったお知らせを示すべきではないか。現状をきちんと説明すれば一定の理解をしていただける方も増えると思う。もちろん、すべての方からご理解をいただけるわけではないが、そういった努力をきちんとすべきである。情報で伝えられるものはきちんと伝えていくということをする中で、そういう形をとっていくことで、私達のような親の立場の人間は理解をしていけるのではないか。子どもが保育園に通ってくれているから、仕事をする事ができる。もし、子どもが保育園に行ってくれなければ仕事をする事はできないレクビになってしまう。子どもが元気に保育園に通ってくれているから自分達は仕事ができる。その保育園に対して自分達が何をできるかという観点を持つことはできるし私はそれを言っている。とは言え、お金を払ってくださいと言われるときついものはあるが。しかし、園の環境を良くしたい、子どもが安心・安全に通える保育園にしたいと思う親ばかりではなくなっているのも事実である。保育料を払っているのだから、あれこれしろと言ってきたり、親のすることではないといって園に色々なことを要求したという話も聞いた事もあります。そういった親が納得しない場合もあるし、子どもを保育園から辞めさせて虐待したり、毎日の生活が苦しくなった本末転倒であり、やはり保育園は子どもを預かり、命を守り育てていく場でなくてははいけないと思う。だから

こそ、全員が納得するとは思わないが情報を出し、分かってもらい理解しお互い助け合うところは助けあえるように動いていくべきではないか。だから逆に言えば、日頃からきちっと情報を出していれば一定の理解も得られやすいのではないかと思う。

会長：東村山の財政事情を考えると、現行の保育料制度でよくやってきたと私個人としては思っている。これが、武蔵野であるならば分からなくはないが。むしろ、個人的には今後も50：50を維持できるように頑張っていたきたい。46%から50%のシミュレーションがあるが、この審議会はこの中の何%しましょうというのを決める審議会ではないので、50%という最終目標があることは皆さんの理解をいただけたかどうかは分からないが、ただ一気に50%にすることは保護者の負担から考えると厳しいかと。その表現は別として段階的にやっていくという方向で今日の段階ではいいだろうか。次回、本日の欠席者も含めて議論をしていただいて、7月の段階である程度の結論が承認されればいいと思っている。

小島委員：今日に関してはそれで構わないと思います。次回に関してはどのように捕らえていくか。こういった答申を提出するかということに議論を移していったらよろしいか。

瀧脇委員：もし採決をするならば、ということで廣町委員から意見は預かって来ているが、もし採決をしないのであれば彼が来たときに言ってもらえばいいと思う。やはり、いらしていない方がいる中で採決をするよりは一人でもたくさんいるときに、答申のベースになるものを作っていきうほうが私もいいと思う。そこからの話については、お任せのところと我々が委員として意見として載せていくところとを合意していければいいと思う。ただ、もう少し私達も親に『保育料上がるけど、どう思う』とか聞いてみたい部分ではある。ここにいると、ついつい内側を見てしまうが皆さんがどう思っているのかをこちらに返すことが出来ればいいと思うし、多分反対の方も多いただろうけど、反対なら反対なりの意見というのでも聞いてきたいと思う。そういった形で次回を進めていただければ7月のところでできるのではないかと思っている。

会長：次回も議論をしてもらって、答申の方向性についての議論を回りの後半にするという形でよろしく願います。

子ども育成課長：骨格のようなものを決めていただいて瀧脇委員がおっしゃったように、委員の方の意見も盛り込んだところを示していただいて、それを骨格として文書を作る作業を会長と事務局の方で調整して、それを最後確認していただくというような感じになっていく。

会長：児童課長の方から学童クラブの方向等あるか。

児童課長：児童クラブ費に関する報告を致す。クラブ費に関しましても現在コスト計算を行っている。月額5500円というのが現在のクラブ費であるが、行革大綱にもあるように適切なクラブ費に見直していくということが謳われている。今の金額になりましたのがH13年の4月でございます。4500円、5000円、5500円と段階的に動いていった。H13年の4月からということになりますと、今年がH23年でございますから、満10年間この金額でやってきたわけでありまして。今後、児童課についてはH25年度からの8割方の児童クラブ職員の嘱託化を提示しております。議会にも提出しており、こちら進めさせていただいております。この嘱託化による人件費等のコスト面での変化を含めて試算を行っておるところでございます。児童館および児童クラブ費に関しては年間で5～6億ほどの経費がかかっており、一方5500円の月謝をいただいて児童クラブを運営している。児童館を含めて5～6億ほどなので、児童クラブで歳出がいくらくらいになるのかということを含めて、回りの審議会が8月1日の20時からということになりましたので、そこで提示出来る資料があればお出ししたいと思っている。具体的にいつから、料金改定をするのかということについては示されておりませんし、これからの進み具合によって然るべき時期を決めて、委員の皆様と議論をしていただくという日程で考えております。クラブ費については、おやつを出してございまして、その他もろもろの費用、施設の修繕等を含めてコストとクラブ費のバランスといったところを考えていきたいと思っております。まずは、コスト計算の資料をお出しできるように致したいと思います。

涸脇委員：児童クラブの八割が嘱託化の予定ということですが、児童館の職員についての計画はあるのか。

児童課長：特に謳ってはおりません。児童クラブの施設数のうちの8割は嘱託職員にしていくということです。

涸脇委員：ということは、いわゆる育成室は現状でということか。

児童課長：実際には育成室と分室が行っていることは同じであります。児童館の中にあるものを育成室と呼んでいるだけなので。どこの施設がどうなるかということは決まっておられません。職員数に0.8をかけると概ねどの程度の職員が嘱託化するかが決まってくるのですが、嘱託職員の一週間の労働時間が30時間となりますと、現在正職員が働いている部分を賄えるのですが、正職員を嘱託化することによって児童クラブのスタッフが飛躍的に増えるというような計算になる。

涸脇委員：職員の頭数が増えるのか、子どもを見る数が増えるのか、子どもを見る時間が減るのか・・・微妙なところですが、府中方式ということでよろしいか。

児童課長：他市の状況をこれから研究しなくてはいけないのですが、サービスUPについても検討をしております。早く預かる、遅く帰すというようなサービスUPを出来ないかどうか、これも課題になってきます。単純に今回のコスト計算については決算額を拾ってくるだけではなく、試算も含めてのかなり時間のかかる作業になっております。従って8月の段階でどこまで到達できるかは、お約束できないといったところでございます。

涸脇委員：ようは、正職員を8割減らして残りを嘱託化して嘱託にすると30人くらいになるのかと。第2が出来たこと、サービスの拡充によってかなり予算的には難しいのかと。あと嘱託をお願いした人たちは委託形式なのか、それとも東村山市が純然たる雇用主として嘱託職員を雇うのか。

児童課長：現在のところは、市として嘱託職員を雇うと考えている。委託ではない。

会長：学童クラブの関係のことをこの審議会で取り扱う必要はあるのか。

児童課長：数値が出て、料金改定の必要が出てきた場合は、諮問をしてこちらの審議会で答申をいただいとということになる。仮に料金改定は必要なかったということになれば、案件としてあげることはなく報告という形になる。計算の結果、改定が必要となれば、条例改正の手続きが必要になるので、料金の審議会、すなわち保育料審議会を経由して答申をいただいた上で市として初めて議案を議会に諮るといふプロセスを踏むこととなります。保育料審議会のみなさんに議論をしていただく、諮問をさせていただくということになります。

小島委員：あと2回という会議の予定の中で諮問をする可能性があるということか。

児童課長：可能性はある。ただし、料金改定の時期を明文化したものはない。したがって、残り2回で行うのか、最後の1回から始めて翌年度に引き続けていくのかなど色々やり方はあると思う。この料金改定は、サービスUPや嘱託化、保護者の皆様に話をする時間が必要となる。この審議会だけで結論が出るわけではない。かなり複雑な手順を踏むことになる。

子ども育成課長：来年度もある一定の時期から開催をしていただくことになると思う。保育料の方もどういった形になるとしても、諮問、答申、議会で議決を得たとして保育料の徴収をさせていただく、これが固まるのに、いまの段階でも完全にというところまでは来ていないので、ある程度固まってところ結果として報告をさせていただく形になると思う。

会長：現段階で分かっていることがこの範囲までであれば今回のところはここまでとします。

(平成23年8月1日(月)20時から予定。)

(4)次回の審議会

次回の開催は、平成23年8月1日(金)を予定しています。

(5)その他

3. 閉会